

# 業務連絡

2014/05/20 No.13-6

J R 東海 労新 幹線 関西 地本  
業 務 部

5月15日、15時40分頃より約90分間、支社会議室において「申」について組合側幹事並びに会社側幹事による事前審理を実施しました。

審理は「申」7件について行いました。審理内容等については『業務連絡13-1』を参照願います。

「申」第50号〔大阪第一運輸所並びに大阪第二運輸所における会社掲示「ルールの徹底」に関する申し入れ〕についての申し入れ内容及び議論概要

1. 大阪第一運輸所・大阪第二運輸所で突如「ルールの徹底」なる掲示物を発行・掲出した理由を明らかにすること。
2. 「執務スペースへの入室」について「執務スペース」とは、大阪第一運輸所・大阪第二運輸所のそれぞれこの部屋を指すのか明らかにすること。
3. 「執務スペース」への入室は「制服またはスーツ等」としているが、就業規則上における根拠を明らかにすること。
4. 「執務スペース」への入室を「制服またはスーツ等」とする「ルール」は、いつ・どこで・誰が・どうやって決定し、その後どう運用されているのか明らかにすること。
5. 「執務スペース」への入室は「制服またはスーツ等」としているが、これらはスーツ出勤を強要・強制するものである。3月25日、本部・本社間での業務委員会で会社は「会社としてのルールはない」「(服装は)自由である」と回答してる。今回の「ルールの徹底」は本社回答と矛盾した内容であるが、支社の指導に基づくものなのか明らかにすること。
6. 「4」項に関連して、「ルールの徹底」に対する支社としての見解を明らかにすること。
7. 「ルールの徹底」は社員に対して、一方的に「決めごと」を強要するものである。撤回すること。

## 議論概要

組合：大一運と大二運の会社掲示板に貼り出された掲示「ルールの徹底」は本部・本社間の回答にも反する事になっている、とした申し入れである。

会社：そこは本社・本部間の見解と同じである。会社はスーツ出勤というものを義務として言っているわけではない。強く懲慥しているという認識。それがこの掲示に矛盾するわけではない。この掲示は執務スペース。運輸所でいうと自動扉から入るとみんな業務をしているところ。業務をしている社員は制服を着用して仕事をしている。そういった執務スペースに入るときは制服が基本であるが、万一何らか急ぎの用事があるときなどは制服とまではいわないが、それに準ずる姿で入って頂きたい。そういう執務の厳正を謳ったもの。イコールスーツで出勤しなさいというものではない。

組合：スーツ姿若しくは制服でなければ入ってはならない、というわけではないのではないか。

会社：就業規則上は勤務時間中は制服のあるところは端正に着こなしなさいと言っているもの。

組合：服務規程で。

会社：そこは会社の指導。勤務時間中であれば制服ですよ。それ以上のことは基本的には規則上も謳っていないものの、ただ社会人としてとか他の人もいるところなので、という認識でスーツというものを懲憑している。

組合：ということは一般社会常識の範囲という考え方か。

会社：そうなる。

組合：一般社会常識としてスーツ出勤を懲憑しているという事で良いのか。

会社：あるべき姿として懲憑している。ジーパンとか短パン、Tシャツやサンダルで来る人はいませんが、常識に照らすと好ましくないというもの。それをもって駄目とはならない。

組合：2項の執務スペースとは先ほど言われた自動扉から入った部分で良いのか。

会社：基本はそう。その間にシミュレーターとか執務スペースはあるが。廊下程度は出勤される方だとかがいる。

組合：更衣ロッカーまでの廊下はこれには当てはまらない。

会社：ロッカーまでのところは入らない。だからといって短パンとかTシャツ、ジーンズとはならない。

組合：社会一般常識に照らして。

会社：そうですね。

組合：その辺はお客様や一般の方の目に触れる場所ではない。

会社：常識的的な格好でということ謳っているだけ。これをもってスーツで来いと、来ないやつは入室すら許さない、というものではない。「執務スペースに入室する際は他の社員が業務中であることを配慮し、制服またはスーツ等社員として相応しい服装とする」「上着の前ボタンを開ける。ネクタイを外す等だらしない制服の着用はしない」「社員として相応しくない身だしなみの例は、ジーンズ、短パン、Tシャツ、サンダル履き等」を謳っているに過ぎない。

組合：それは執務スペースに入る場合の条件。

会社：特に執務スペースに入る場合。そのほかであっても社会通念としてスーツかそれに準ずるような格好で来て下さいということ。

組合：現場の社員ですらハッキリしない執務スペースと書いたから今回問題となっている。

会社：強要しているのではなく、これまでも社会通念上今までできていたことを再周知した。

組合：わざわざ今回掲示で出したことが、何かあるのではないかと。3項に書いてあるような就業規則上における根拠はないのか。

会社：そう。

組合：4項にしても、これは会社が懲憑している、ということで良いのか。

会社：従前より指導していたこと。

組合：特段目新しいものではないと。

会社：そうです。

組合：5項はこのままで変わるものでないと。

会社：そうです。

組合：支社が指導したものでもないと。

会社：必要な指導、会社として懲憑している。

組合：7項については、別に強要するものではないと。

会社：懲憑しているに過ぎない。

以上